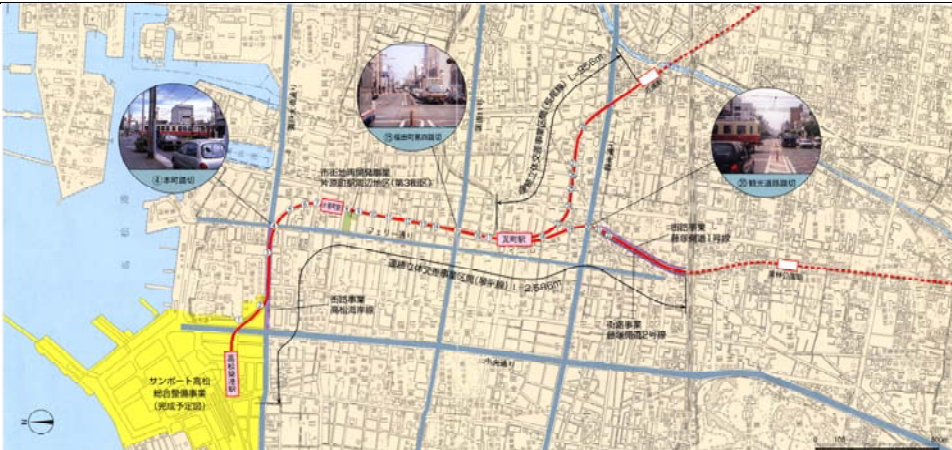


再評価結果（平成16年度事業継続箇所）

担当課：都市・地域整備局街路課
担当課長名：松谷 春敏

事業名：高松琴平電鉄連続立体交差事業	事業区分：連続立体交差事業	事業主体：香川県		
起終点：自：香川県高松市西の丸町 至：香川県高松市藤塚町3丁目(琴平線)、花園町1丁目(長尾線)		延長：3.6km		
事業概要：本事業は、琴平線2.6km、長尾線1.0kmの合計3.6kmを高架化することにより、28箇所の踏切を除去し、都市内交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断されている市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。				
H8年度事業化	H10年度都市計画決定	H11年度用地着手		
全体事業費：340億円	事業進捗率：12%	供用済延長：- km		
費用対効果分析結果	B/C (事業全体) 3.3 (残事業) -	総費用 (残事業)/ (事業全体) 220/253 億円 (事業費：220/253 億円) 維持管理費：- 億円	総便益 (残事業)/ (事業全体) 845/845 億円 (走行時間短縮便益：653/653 億円) (走行費用減少便益：191/191 億円) (交通事故減少便益：1/1 億円)	基準年：平成14年
事業の効果等：高松市の中心市街地を南北に走行している琴電を高架化することで、地域の分断や、交通渋滞及び踏切事故を解消するとともに、新しい都市拠点「サンポート高松」へ高松築港駅を移転し、電車の乗り入れを行うことで、交通結節機能を強化し、県都高松市の都市機能が一層向上すること。				
関係する地方公共団体等の意見：高松市からは、連立事業は中心市街地のまちづくりの基幹となる重大な事業であり、連立事業と密接な関係のある事業を推進しており、事業の一時休止はこれらの事業に大きな影響を与えることから、事業の継続、推進を要望されている。				
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等：平成13年12月7日に琴電が民事再生法の適用を申請し、現在も再生中にあること。また、香川県においては、近年の極めて厳しい財政状況を受け、平成16年10月14日に発表した財政再建方策のなかで、「休止の方向で再評価委員会に諮る」とした。				
事業の進捗状況、残事業の内容等：平成12年3月2日に事業認可を受け、これまで用地買収を進めてきた。				
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等：平成13年に琴電が民事再生法の適用を受けたことで、駅ビルに新たなテナントが入居し、さらに、地価の下落によって、連立事業に対する琴電負担金の対応可能額が影響を受けるなど、計画当初には、予期できなかった社会経済情勢の大きな変化が生じ、加えて、厳しい財政状況の中、現計画での事業推進が事実上困難となっている。今後は、①高松市内の交通渋滞、交通混雑を解消し、交通の円滑化を図るとともに、高松市の都市機能を向上させる観点から、「本町踏切などの交通混雑の解消及び安全性の確保」や「サンポート高松への乗り入れによる交通結節機能の強化」については、引き続き課題の解決に向け、大幅な当初事業計画の見直しを含め、検討を継続する。②事業を一時休止することで、工事の着工は、当面延伸されることとなるが、用地買収については、これまでの地権者等関係者との交渉経緯を踏まえるとともに、高松市施行の「高松駅南線」など街路事業の進捗に影響を与えないよう、配慮する。				
施設の構造や工法の変更等：特になし				
対応方針：見直し継続				
対応方針決定の理由：平成13年に琴電が民事再生法の適用を受けたことで、駅ビルに新たなテナントが入居し、さらに、地価の下落によって、連立事業に対する琴電負担金の対応可能額が影響を受けるなど、計画当初には、予期できなかった社会経済情勢の大きな変化が生じ、加えて、厳しい財政状況の中、現計事業としては一時休止することはやむを得ないが、事業の重要性・関連街路事業への影響もふまえ、計画見直し等の検討を行う事で継続とする。				
事業概要図				

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。